

★住宅ローン控除の特例の延長等★

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得、リフォーム等で住宅ローンを借りた場合、年末のローン残高（上限あり）の1%を所得税から控除する制度です。

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、住宅ローン控除の控除期間を13年間（控除期間11～13年目の控除額は「ローン残高の1%」又は「建物購入価格×2%÷3」のいずれか少ない額）とする特例は、以下の期間に契約をして、令和4年末までに入居した方が対象となりました。

注文住宅の新築……令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約。
分譲住宅・既存住宅の取得又は増改築等……令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約。

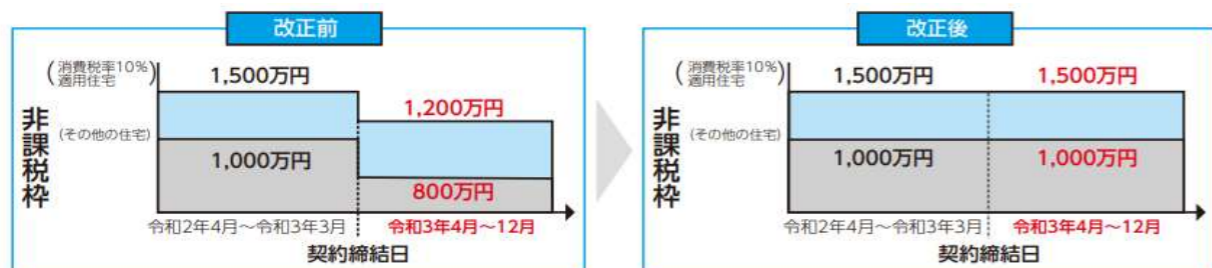
また、合計所得金額が1,000万円以下の方は、床面積要件が緩和され、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用対象となります。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 =50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	
				面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下

資産課税

★住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充★

令和3年4月～12月に住宅の新築等に係る契約締結をした場合の非課税枠は、省エネ等住宅1,500万円・一般住宅1,000万円（消費税率10%適用の住宅）となります。また、受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の場合は床面積要件が40㎡以上になります。



（注）上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

★教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し★

契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、贈与から経過した年数にかかわらず相続財産に加算します（受贈者が23歳未満や在学中などの場合は除く）。また、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。（適用期限は令和5年3月31日まで延長）

法人税

★中小企業向け投資促進税制等の延長等★

- ・租税特別措置法による軽減税率（税率15%）の適用期限を2年延長します。
- ・中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をした上で、適用期限を2年延長します。

【中小企業投資促進税制】とは、中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。改正により対象業種に不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等が追加。

- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、上記中小企業投資促進税制と統合の上、廃止します。
- ・中小企業経営強化税制について、M&A後の積極的な設備投資を支援するための経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長します。

★中小企業における所得拡大促進税制の見直し★

新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化している中で、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えをするため、中小企業の所得拡大促進税制について、適用要件が見直された上で、適用期限が2年間延長されます。（令和5年3月31日まで）

＜改正前＞	＜改正後＞
【要件】 ①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること	【要件】 ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
【税額控除】 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度	【税額控除】 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

※給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」についての範囲の明確化。なお、雇用調整助成金及びこれに類するものの額については、上記の要件を判定する場合には控除しないこととし、税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額の前年比較給与等の差額金額については雇用調整助成金等を控除します。

納税環境整備

★税務関係書類における押印義務の見直し★

税務署長等に提出する税務関係書類について、一部を除き押印義務を廃止します。例外は以下の通りです。

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1)全般（例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書）	不要
例外	(2)担保提供関係書類（例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書）	要
	(3)遺産分割協議書（例：相続税・贈与税の特例における添付書類）	要

（参照：財務省「令和3年度税制改正」パンフレット）